

2008年8月

「グリーンマーク表示実施要領」の制定について

グリーンマーク表示を適切に運用し、グリーンマーク表示の普及を図ることにより、古紙利用製品の使用拡大を目的に、「グリーンマーク表示規程」（平成2年7月1日より適用。）の見直しを行い、新たに「グリーンマーク表示実施要領」を制定する。

なお、本要領の適用日をもって同表示規程及びグリーンマーク協賛会員規程（平成5年10月1日より適用。）は廃止する。

「グリーンマーク表示実施要領」

第1条 グリーンマーク表示の目的

- 1) 紙リサイクルを健全かつ円滑に推進していくためには、古紙の回収及び利用の促進と併せて古紙利用製品の使用の拡大が肝要であることに鑑み、その推進を図るための手段の一つとして「グリーンマーク表示制度」を創設したものである。
- 2) 「グリーンマーク」は、事業者、消費者等が古紙利用製品を容易に識別するための目印となり、さらに古紙利用製品のイメージアップ・シンボルマークとなること等により、古紙利用製品の使用拡大に繋がることを期待して財団法人古紙再生促進センター（以下「センター」という。）において制定し、商標登録したものである。

第2条 グリーンマーク表示の運用方針

- 1) 本制度は、古紙利用製品の使用拡大を通じ、紙リサイクルの健全かつ円滑な発展に資することを目的とするものであることから、その運用に当たっては、古紙がより多くの製品の原料として利用され、古紙利用製品の底辺が広がり、全体として古紙の利用量が高まることに重点を置くこととする。
- 2) かかる観点から、表示対象古紙利用製品の原料に占める古紙利用割合（紙製品にあっては配合率、以下「古紙利用割合」という。）については、平均的な水準、引き上げの効果等を配慮して定めることとし、必要に応じて見直しを行うこととする。

第3条 適用範囲

本要領は、古紙利用製品であることを示すための「グリーンマーク」を、特定の製品に表示するに際して必要な事項を定める。

第4条 グリーンマークの表示対象

グリーンマークの表示対象は、次の古紙利用製品とする。

- (1) 原則として古紙配合率40%以上の紙及び紙製品。
ただし、トイレットペーパー、ちり紙、新聞用紙、コピー用紙については次の各号に該当するものに限る。
 - ① トイレットペーパー及びちり紙は、原則として古紙配合率100%とする。
 - ② 新聞用紙及びコピー用紙は、原則として古紙配合率50%以上とする。
- (2) 原則として古紙利用割合40%以上の紙以外の製品。

注) 1. 配合率算出方法

古紙パルプ/バージンパルプ+古紙パルプ

2. 古紙利用割合算出方法

古紙/古紙+その他の原料

第5条 グリーンマークの表示場所

グリーンマークの表示場所は、原則として前条に定める古紙利用製品の本体とする。

なお、本体に表示することが困難な場合は、その製品の包装材又は説明書等に表示することができるものとする。

第6条 グリーンマークのデザイン及び色

グリーンマークのデザインは、下図のとおりとし、色は緑色を原則とする。

なお、色及び大きさについては表示者の判断で任意に変更できるものとする。



第7条 グリーンマークの表示承認申請

グリーンマークを表示しようとする古紙利用製品を製造・加工又は販売する者は、グ

リーンマーク表示申請書（様式1）に次の各号の資料を添付してセンターに申請する。

- (1) 古紙利用割合証明書（製紙会社から証明書入手する場合は、日本製紙連合会の「古紙パルプ等配合率検証制度について」（2008年4月2日付け、2.検証方法 1）責任の明確化）による（別紙参照）。その他の場合は、これに準じた証明書とする。）
- (2) 表示申請製品の名称、外観、用途、流通経路等がわかるもの（写真、図面、企画書、パンフレット等）
- (3) グリーンマーク表示申請又はグリーンマーク表示対象製品の担当者の氏名等（様式2）

第8条 グリーンマークの表示承認及び登録

- (1) グリーンマークの表示申請を受けたセンターは、申請書及び添付資料に不備がなく、申請内容が本要領に適合することを確認した後、グリーンマーク表示承認書（様式3）により、当該古紙利用製品にグリーンマークを表示できる期限（以下「表示期限」という。）及びその表示期限の更新を希望する場合の更新手続き期間（以下「更新手続き期間」という。）を記入のうえ、申請者に通知する。
- (2) センターは、前項の通知を行うとともに、登録台帳（様式4）に必要事項を記入して管理する。

第9条 グリーンマークの表示期限、更新手続き期間及び更新手続き等

- (1) 前条のグリーンマーク表示承認書に記入する表示期限は承認日から3ヶ年経過した日とし、更新手続き期間については、表示期限日を含む以前1ヶ月間とする。
- (2) グリーンマーク表示期限の更新手続き申請（様式5）を受けたセンターは、同手続きに不備がない場合は表示期限更新承認書（様式6）により、申請者に通知する。
なお、この場合の表示期限及び更新手続き期間については、前条（1）に準じるものとし、その後の表示期限の更新においても同様とし、登録台帳を修正のうえ、引き続き管理する。
- (3) 表示期限を過ぎても更新手続きがされない場合は、当該古紙利用製品について承認を取り消し、登録台帳から抹消する。

第10条 グリーンマークの表示承認後の変更等

グリーンマーク表示承認通知を受けた者は、製品の名称、古紙利用割合等グリーンマーク表示申請書の記載事項等について変更が生じた場合又は自己の都合等によりグリーンマーク表示を取り止める場合には、その旨をグリーンマーク表示内容等変更届（様式7）により速やかにセンターに届け出るものとする。

第11条 グリーンマーク表示内容等変更届の受理及び登録台帳の修正

- (1) マーク表示内容等変更届の提出を受けたセンターは、届出内容を確認した後、グリーンマーク表示内容等変更届の受理について（様式8）をもって届出者に通知する。
なお、表示期限及び更新手続き期間については、第9条第1号の「承認日」を「変更届受理通知日」に読み替えて記入のうえ、変更届出者に通知する。
- (2) センターは、前項の通知を行った場合は、変更届の内容に基づき登録台帳の記載内容を修正し、管理する。

第12条 グリーンマークの不正表示及び表示承認の取り消し

- (1) センターは、本要領に違反してグリーンマークを不正に表示する者に対し、法律に基づく所定の処置をとることとする。また、センターは、グリーンマークの承認をしたものであっても、本要領を遵守しない場合、その承認を取り消すことができるものとする。
- (2) センターは、前項の取り消しを行った場合は、当該承認に係る登録を抹消する。

第13条 グリーンマークの商標権

グリーンマークの商標権は、センターが保有する。

第14条 グリーンマーク表示状況調査及び報告

センターは、グリーンマークの表示状況等を調査するため、グリーンマーク表示者に対して必要に応じて協力を要請する。

附 則

1. 本要領は、平成20年8月1日より適用する。
2. グリーンマーク表示規程（平成2年7月1日適用。以下「旧規程」という。）第8条の規定に基づきグリーンマーク表示承認を受け、「グリーンマーク表示に関する調査確認のお願いについて」（平成20年1月30日付けセンター19本第118号。以下「調査確認」という。）により改めて調査確認のうえ、センターに報告のあった案件については、次によるものとする。
 - 1) グリーンマーク協賛会員規程（平成5年10月1日適用。以下「会員規程」という。）第3条に規定する一般会員（以下「一般会員」という。）であって古紙利用率が旧規程第2条に規定する古紙利用率（以下「古紙利用率」という。）を満たしており、かつ、表示継続の意思表示があった表示承認品目については、センターから別途する通知をもって本要領に基づく承認を受けたものとみなす。
 - 2) 一般会員であって古紙利用率を満たしていないこと等から表示を中止又は廃止する旨の意思表示のあった品目（以下「廃止等品目」という。）については、センターから別途する通知をもって表示承認を取り消したものとみなす。また、その取り扱いを保留又は不明と報告のあった案件については、センターから別途通知し、3ヶ月以内に本要領第7条の規定に基づくグリーンマーク承認申請手続き又は第10条の規定に基づくグリーンマーク表示内容等変更届による所定の手続きにより措置することとする。

なお、3ヶ月を過ぎて同手続きがされなかった場合は、当該グリーンマークの表示承認を取り消したものとみなす。
 - 3) 旧規程第7条に規定する指定業界団体の構成員等に係る取り扱いについては、
 - ① 表示継続の意思表示があった構成員等から改めて本要領第7条の規定に基づき、3ヶ月以内にグリーンマークの表示申請書の提出を求め、所定の手続きにより措置することとする。

なお、制度の移行に伴う経過措置として、平成20年度に限り、所定の手続きの範囲内で団体がその構成員等からの申請に直接関与することを認める。
 - ② 廃止等品目及び3ヶ月を過ぎて前号の申請がされなかった構成員等に係るグリーンマーク表示の承認の取り扱い及び保留又は不明と報告のあった案件の取り扱いについては、本附則2. 2) に準じる。
3. 調査確認の報告がなかった案件については、センターから本要領を制定した旨通知し、改めて同要領第7条の規定に基づき、3ヶ月以内にグリーンマークの表示申請書の提出を求め、所定の手続きにより措置するものとする。

なお、3ヶ月を過ぎて同手続きがされなかった場合は、当該グリーンマークの表示承認を取り消したものとみなす。
4. 本要領の適用日をもって旧規程及び会員規程は廃止する。

なお、会員規程第8条に定めていた協賛会費についても平成20年度から撤廃する。

2008年4月2日

日本製紙連合会

古紙パルプ等配合率検証制度について（一部抜粋）

1. 目的

環境への取組みに対する社会の要請から、政府や自治体が消費する印刷用紙やPPC用紙にはグリーン購入法の特定調達品目基準が、また、民間取引でもエコマーク認定制度があり、製紙会社に対し古紙パルプの配合を指定して紙を購入することが一般的になっている。非木材パルプを使用した紙についても同様に配合を指定して取引されることが多い。

これまで、これら用紙は古紙パルプ等の配合率を製紙会社が自己申告することにより取引されているが、多くの製紙会社が配合率不適合問題を起こしたことに鑑み、取引の適正化を図るために、早急に古紙パルプ等配合率を検証する制度を構築する必要がある。

2. 検証方法

1) 責任の明確化

製紙会社が古紙パルプ等の配合率を品質の1つとして紙を販売する場合には、製紙会社と直接取引する企業（以下「取引企業」という。）からの求めに応じて、製造または品質管理の責任者名を明示した古紙パルプ等配合率を証明する文書を発行する。

■書類作成における注意事項

・製品単位で申請を行っていただくため、1製品ごとに別紙様式に基づき、A4サイズで申請書類一式を1部作成して下さい。

なお、製品の区分（単位）は他の製品と明確に区分できる最小単位とし、商品の場合、概ね商品名（ブランド）毎とします。

・一般的に他の製品の一部と考えられるもの（部品、部材等）は対象製品となりません。

例えば、樹脂テープの紙管は対象製品ではありませんが、それ自体が商品として流通していると認められる場合には対象製品となります。

なお、樹脂テープとして申請する場合、樹脂部分を含めた製品全体の古紙利用割合が基準を満たさなければなりません。

・申請を行える方は法人、団体等で、かつ対象製品に直接携わっているメーカー、代理店、販売者等のうち何れかの方となります。

よって、グループ企業等であっても、別の法人あるいは団体等が代行して手続きを行うことはできません。

・本制度は日本国内限定で実施されるため、当センターは基本的に海外からの手続きや外国語による書類等を受け付けませんが、可能な場合もありますので、ご相談下さい。（例：対象製品が日本国内だけで流通している場合、外国語による古紙利用割合証明書に翻訳を添付している場合）

・書類の宛先である当センター理事長名に間違い等があると、その受付ができないことがあるため、作成の度に当センターのホームページ（<http://www.prpc.or.jp/>）等で確認して下さい。

・表示期限及び表示期限更新手続き期間（要領第9条(1)）

例えば、表示承認通知日（通知書の右上の日付）が平成21年9月1日であれば、表示期限は平成24年8月31日、表示期限更新手続き期間は平成24年8月1日から平成24年8月31日となります。

・手続きに掛かる費用は、郵送料等の実費を除き、無料です。また、当センターは、申請や届出を先着順に可能な限り速やかに処理するものとしませんが、手続きに要する時間は受付の状況等によって変わるため、お答えできません。時間に余裕を持って手続きしていただきますようお願いいたします。

・当センターは本要領に基づく様式以外の書類（例：表示承認内容の証明書）を発行することができませんので、ご了承下さい。

なお、当センターは、表示承認申請ごとに固有の通し番号（登録番号）を付与した表示承認書を発行します。